

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく

第 1 0 期 向日市分別収集計画

(令和 5 年度～令和 9 年度)

令和 4 年 6 月

向 日 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
	(法第8条 第2項 第1号)	
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進ための方策に関する事項	3
	(法第8条 第2項 第2号)	
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条 第2項 第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条 第2項 第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条 第2項 第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条 第2項 第6号)	8

《特 記 事 項》

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、隣接する乙訓2市1町で構成する乙訓環境衛生組合の処理施設老朽化に伴う新施設建替え問題に加え、最終処分場の残余容量の逼迫や新たな最終処分場建設候補地の目処が立っていないため、本市の廃棄物排出量は近年減少傾向にあるものの、更なる廃棄物減量に努める必要がある。

令和4年3月には「向日市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和18年度までに、令和元年度比でごみ総量14.2%削減、再生利用率12.4%増を目標としており、目標達成には市民、事業者、行政等それぞれの立場が主体となって施策に取り組むことが求められる。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物のおおよそを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向性は以下のとおりとする。

- ・ 市民、事業者、行政の役割と責任を明確にし、ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築
- ・ 市民参加型のごみ減量とごみに関する意識改革の徹底
- ・ ごみの減量化、資源化によるごみの最終処分量の削減と最終処分場の延命化
- ・ 不法投棄パトロール等の強化による廃棄物の不適正な排出の防止

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条 第2項 第1号）

年度 項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,371t	2,359t	2,340t	2,323t	2,305t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 役割分担

ア 市民の役割

市民は、家庭系一般廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用の促進に努めるとともに、家庭系一般廃棄物を分別して排出し、その生じた家庭系一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭系一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力する。

（向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項）

イ 事業者の役割

事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理する。（条例第4条第1項）

ウ 市の役割

市は、再生品はまた再生利用が可能な物の積極的な使用等により、廃棄物の減量に努めなければならない。また、市民による集団回収活動等の一般廃棄物の減量の取組みに対し、情報提供、助成制度その他の必要な措置を講じる必要がある。

(2) 容器包装廃棄物の排出抑制の方策

ア 廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量その他市長が必要と認める事項を審議させるため、法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会を置く。（条例第8条）

イ 市内の小売店及び卸売店で、次の各項目のうち、いずれかに取り組み、または取り組もうとする市内の小売店をごみ減量推進協力店に指定し、その取り組みを支援する。

- ①包装紙、紙袋の簡素化など簡易包装の推進
- ②再生品を使用したエコマーク商品の販売促進
- ③空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック類等の回収及び資源化
- ④再生紙等の再生品の利用促進
- ⑤販売品の修理サービスへの積極的な取組み
- ⑥市民に対するごみの減量化及び再生利用の呼びかけ
- ⑦その他小売店等の創意工夫によるごみの減量化及び再生利用の取組み

ウ 普及啓発

市民及び学校教育等におけるごみ処理施設見学会、出前授業及び各種講座などの機会を設け、廃棄物の減量化及び資源化等に係る意識の高揚を図る。

また、ごみの分別及び資源化に係る広報記事の掲載を始め、パンフレットの配布やごみ分別アプリを配信することでごみの適正排出を促し、減量化及び資源化等に繋げる。

エ 飲料用紙パック回収の推進

牛乳パック等飲料用紙パックの回収については、市役所本館及び公民館、コミュニティセンター、保育所等に回収ボックスを設置することで、回収を推進し、資源化を図る。

オ 資源物の拠点回収の実施

缶・びん・ペットボトル製容器については、収集日を限らずに持ち込めるよう、市役所本館、コミュニティセンター等の市内公共施設に拠点回収ボックスを設置することで回収を推進し、資源化を図る。

カ 古紙等回収の推進

市役所本館に古紙等を回収する拠点の設置することで回収を推進し、資源化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る

分別の区分（法第8条 第2項 第3号）

本市で分別収集するために必要な収集機材や人員などの確保、選別するための処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表に示す。

なお、飲料用紙製容器、段ボールについては、拠点回収及び集団回収等により再資源化を図る。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	空 缶		
主として <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">ガラス製の 容器包装</td> <td style="padding-left: 5px;"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </td> </tr> </table>	ガラス製の 容器包装	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空 びん
ガラス製の 容器包装	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙 パック		
主として段ボール製の容器	段 ボール		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条 第2項 第4号）

分別収集する 容器包装の種類	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	37 t		37 t		37 t		37 t		36 t	
主としてアルミニウム製の容器	54 t		54 t		53 t		54 t		53 t	
無色のガラス製容器	(合計) 123 t		(合計) 123 t		(合計) 122 t		(合計) 121 t		(合計) 120 t	
	(引渡額)	(独自処理額) 123 t	(引渡額)	(独自処理額) 123 t	(引渡額)	(独自処理額) 122 t	(引渡額)	(独自処理額) 121 t	(引渡額)	(独自処理額) 120 t
茶色のガラス製容器	(合計) 64 t		(合計) 64 t		(合計) 62 t		(合計) 62 t		(合計) 62 t	
	(引渡額)	(独自処理額) 64 t	(引渡額)	(独自処理額) 64 t	(引渡額)	(独自処理額) 62 t	(引渡額)	(独自処理額) 62 t	(引渡額)	(独自処理額) 62 t
その他のガラス製容器	(合計) 68 t		(合計) 68 t		(合計) 68 t		(合計) 67 t		(合計) 67 t	
	(引渡額) 37 t	(独自処理額) 31 t	(引渡額) 37 t	(独自処理額) 31 t	(引渡額) 37 t	(独自処理額) 31 t	(引渡額) 36 t	(独自処理額) 31 t	(引渡額) 36 t	(独自処理額) 31 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	36t		36t		36t		36t		36t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 106 t		(合計) 105 t		(合計) 104 t		(合計) 104 t		(合計) 103 t	
	(引渡額)	(独自処理額) 106 t	(引渡額)	(独自処理額) 105 t	(引渡額)	(独自処理額) 104 t	(引渡額)	(独自処理額) 104 t	(引渡額)	(独自処理額) 103 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 151 t		(合計) 150 t		(合計) 149 t		(合計) 148 t		(合計) 146 t	
	(引渡額) 151 t	(独自処理額)	(引渡額) 150 t	(独自処理額)	(引渡額) 149 t	(独自処理額)	(引渡額) 148 t	(独自処理額)	(引渡額) 146 t	(独自処理額)
9品目計	641 t		639 t		633 t		631 t		625 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める者の量の見込み = 直近年度の収集実績 × 人口変動率

なお、人口推計は、令和3年10月の住民登録人口を基準として推計した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
56,292 人 (対前年度比) ▲0.9%	55,979 人 (対前年度比) ▲0.6%	55,538 人 (対前年度比) ▲0.8%	55,097 人 (対前年度比) ▲0.8%	54,656 人 (対前年度比) ▲0.8%

※「向日市一般廃棄物処理基本計画」参照

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条 第2項 第5号）

本市では、容器包装リサイクル法に関連する容器包装廃棄物のうち、缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、飲料用紙製容器、ペットボトル、その他プラスチックの8品目については、市が定期的に回収する。

なお、飲料用紙製容器及び段ボールについては拠点回収により再資源化を図る。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
缶	スチール	空 缶	①市による定期収集（委託） ②市による拠点回収・民間運搬	①乙訓環境衛生組合 ②民間業者	①昭和53年12月から開始 ②令和2年7月から開始
	アルミ				
ガラスびん	無色ガラス	空 び ん	①市による定期収集（委託） ②市による拠点回収・民間運搬	②民間業者	①昭和53年12月から開始 ②令和2年7月から開始
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	飲料用紙製容器	紙パック	市による拠点回収・民間運搬	民間業者	平成21年4月から開始
	段ボール	段ボール	集団回収 市による拠点回収・民間運搬		令和2年7月から開始
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	①市による定期収集（委託） ②市による拠点回収・民間運搬	①乙訓環境衛生組合 ②民間業者	①平成11年4月から開始 ②令和2年7月から開始
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック			平成13年4月から開始

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条 第2項 第6号）

容器包装リサイクル法に関連する6品目のうち、缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）の定期収集分については、乙訓環境衛生組合のリサイクルプラザにおいて選別、圧縮、梱包、保管等を行う。

一方、その他プラスチックについては、平成13年4月から、ペットボトルの定期収集分については平成23年4月から同組合のプラプラザにおいて、選別、圧縮、梱包、保管を行う。

なお、拠点回収及び集団回収を行っている飲料用紙製容器、段ボール、缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、ペットボトルについては、民間業者が再資源化を図る。

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理施設
缶	スチール	空 缶	プラスチック コンテナ	2 t パッカー車	乙訓環境衛生組合 (リサイクルプラザ)
	アルミ				
ガラスびん	無色ガラス	空 び ん	プラスチック コンテナ	2 t 深ボディ車	民間業者
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	飲料用 紙製容器	紙 パ ッ ク	拠 点 回 収		民間業者
	段 ボ ール	段 ボ ール	集 団 回 収 拠 点 回 収		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	折り畳み容器	2 t パッカー車	乙訓環境衛生組合 (プラプラザ) 民間業者
	その他プラスチック製容器 包装	その他プラスチック	折り畳み容器	2 t パッカー車	乙訓環境衛生組合 (プラプラザ)

分別収集に必要な施設計画（その1）

【排出段階】

施設の種類の	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
1 排出容器				
①箱型プラスチック コンテナ	a 缶類 (スチール・アルミ缶 の分別必要なし)	《仕様》 材質 ポリプロピレン 容量 ・缶 黄色コンテナ 66.4ℓ コンテナ一個の有効内寸 610mm×420mm×320mm	市	昭和53年12月から 分別収集開始
	b びん類 (種類・色の分別 必要なし)	・びん 青色コンテナ 69ℓ コンテナ一個の有効内寸 620mm×430mm×320mm 数量：収集ステーション1カ所あたり それぞれ2～4個		
②箱型 折り畳み容器	c ペットボトル	《仕様》 材質 ペットボトル再生樹脂 容量 343ℓ サイズ 700mm×700mm×700mm	市	平成11年4月から 分別収集開始
③箱型 折り畳み容器	d その他 プラスチック類	《仕様》 材質 ペットボトル再生樹脂 容量 512ℓ サイズ 800mm×800mm×800mm	市	平成13年4月から 分別収集開始
④カゴ付台車	e 段ボール	《仕様》 材質 ステンレス 容量 500kg サイズ 1,100mm×1,450mm× 800mm	市	令和2年7月から 分別収集開始
2 集積場所	a～d	資源物専用集積ステーション利用 市内147箇所	市	a～dの排出については 指導員が常時指導に当 たる（委託）
	e	市役所拠点	民間	

※同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画（その2）

【運搬段階】

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
1 専用車両				
①資源回収用 パッカー車	a 缶類	(仕様) 形 状：最大積載量 2 t 数 量：1 台	市	昭和 53 年 12 月から 分別収集開始
②資源回収用 深ボディ車	b びん類	(仕様) 形 状：最大積載量 2 t 数 量：1 台	市	昭和 53 年 12 月から 分別収集開始
③ペットボトル回収 パッカー車	c ペットボトル	(仕様) 形 状：最大積載量 2 t 数 量：1 台	市	平成 11 年 4 月から 分別収集開始
④プラスチック類回収 パッカー車	d その他 プラスチック類	(仕様) 形 状：最大積載量 2 t 数 量：1 台	市	平成 13 年 4 月から 分別収集開始

※同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画（その3）

【中間処理段階】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	中間処理施設
缶	スチール	空缶	リサイクルプラザ資源化施設 選別圧縮保管
	アルミ		
ガラスびん	無色ガラス	空びん	リサイクルプラザ資源化施設 手選別保管
	茶色ガラス		
	その他ガラス		
ペットボトル		ペットボトル	プラプラザ資源化施設 選別圧縮梱包保管
その他プラスチック製容器包装		その他プラスチック	プラプラザ資源化施設 選別圧縮梱包保管

※同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

- ◆リサイクルプラザ施設 乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地
- ◆プラプラザ施設 長岡京市勝竜寺下長黒1-1番地

乙訓環境衛生組合の構成市町では、ごみの収集に関して、現在は次の①～⑨までの9種類に分けて、分別収集を実施している。

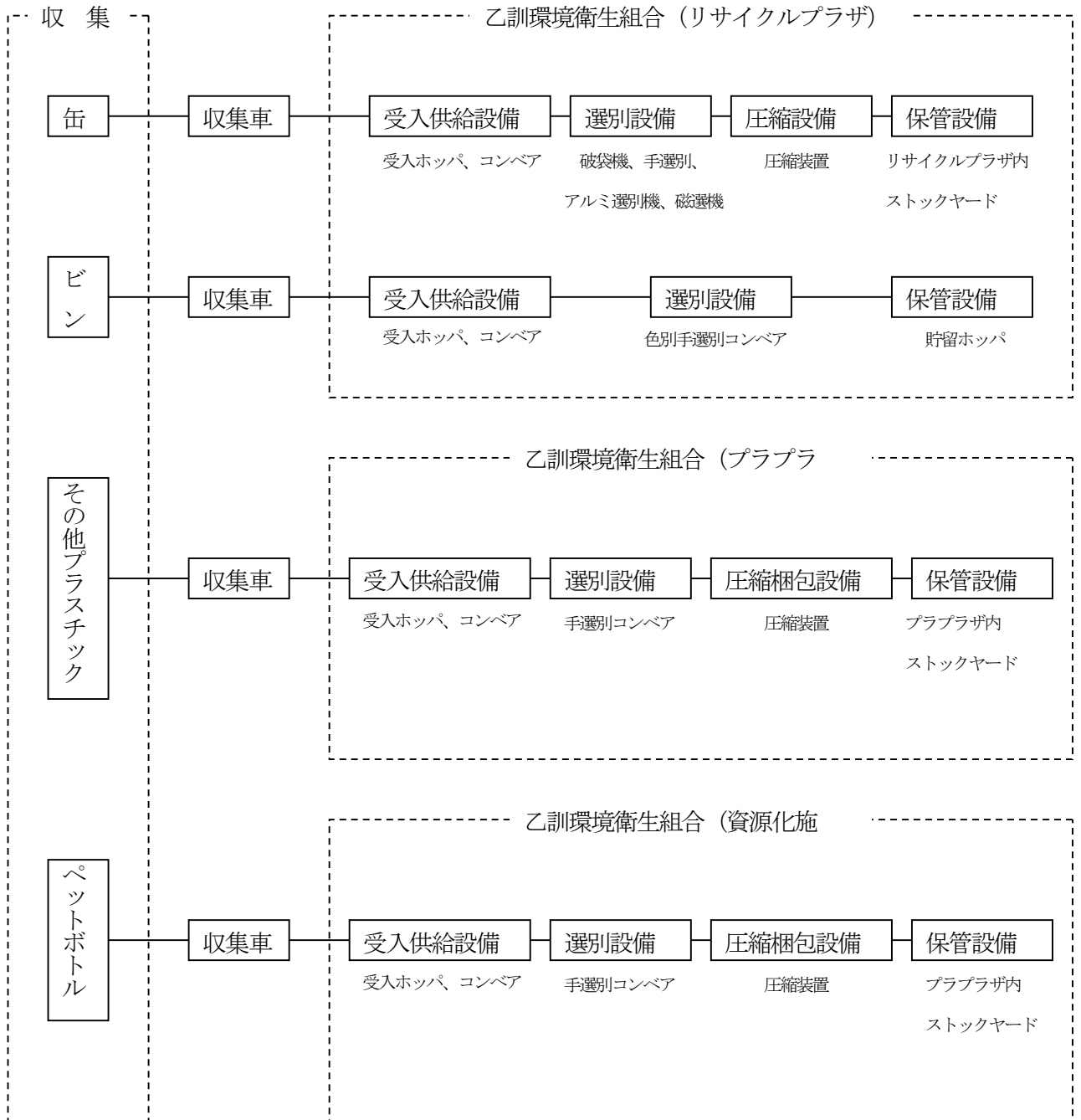
- ①可燃ごみ 紙類、厨芥、草木類等可燃物
- ②粗大ごみ 家具、自転車、家電製品等（家電リサイクル法対象品目除く）
- ③缶類 スチール缶、アルミ缶
- ④びん類 ガラスびん
- ⑤その他不燃物 鍋、やかん、金属製品類、陶磁器類等
- ⑥ペットボトル
- ⑦その他プラスチック
- ⑧筒形乾電池
- ⑨蛍光灯

《特記事項》

1 乙訓環境衛生組合におけるリサイクル体系

資源回収に関する収集処理の流れは、次のとおりである。

令和4年度（現有体制）



2 排出量見込み（潜在量）について

向日市では、一部事務組合の乙訓環境衛生組合で共同処理を行い、ごみの減量化や資源化により、現在の分別収集を進めていくこととし、ごみ量の予測を直近年度の実績により人口推計、ごみ原単位をもとに令和9年度までの将来予測を算定した。

なお、容器包装廃棄物排出量の見込みについては、令和4年5月に環境省により資料提供された「市町村分別収集計画策定の手引き」（十訂版）に示されている「表2-3-1 ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」直近5年平均の構成割合を採用した。

※ 参考 乙訓2市1町の人口：155,000人に係る容器包装廃棄物量
第10期 分別収集計画量算出表（令和5年度～令和9年度予測量）

ごみ排出量に占める容器包装廃棄物量

（単位：t）

種類・区分／年度		構成割合	R5	R6	R7	R8	R9	
廃棄物総量 （粗大ごみ除く）		100.00%	10,424	10,365	10,284	10,203	10,121	
容 器 包 装 廃 棄 物	缶	スチール缶	0.76%	79	79	78	78	77
		アルミ缶	1.20%	125	124	123	122	121
	ビン	無色ガラス	1.96%	204	203	202	200	198
		茶ガラス	1.52%	158	158	156	155	154
		その他ガラス	0.34%	35	35	35	35	34
	紙類	飲料用紙製容器	0.54%	56	56	56	55	55
		段ボール	3.34%	348	346	343	341	338
		その他紙製容器	2.74%	286	284	282	280	277
	プラ類	ペットボトル	2.08%	217	216	214	212	211
		その他プラスチック類	7.64%	796	792	786	780	773
合計		22.12%	2,306	2,293	2,275	2,257	2,239	

令和4年度 第10期 分別収集計画

京都府向日市

(環境経済部環境政策課)

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地

TEL(075)931-1111(代表) TEL(075)874-2189(直通)